でなり		(女别人別) 利用科立3 *4中的账区公	第1段階	第2段階	第3段階①	笠つら	段階(2)	第4段階		710X 637 (1910)	2000月17個分り主
	利用者負担段階区分		第1段 陷	第乙段胎	第3段階①	第3章	文階(4)				
利用料	★ 食	朝食	_			,	_	520円			
		<u></u> 昼 食 	_	_			- 700円		」第1〜3段階の「介護保険負担限度額 「証」をお持ちの方は食費・居住費が減		
	費				650円		60円	660円	なる場合があ	8口にご提示下	
		1日計 300円		390円))))))))	60H	377円/日			
	★居住費 O円/日					1 姉無つ(
	★日用品費 ★教養娯楽費			実費(入浴具等 入歯有220円/日入歯無200円/日) 実費(クラブ活動等)						200円/回、パー は別料金)	
	特別食 施設洗濯代 介護度/体系 I iii			実費				送迎代 220円/km 送迎		(1) 50 数 (上, 吳)	
				実費(110円/1枚)汚染時							
								・公規レンタルをし	- 中主の場合は別巡4	J 区 月 1 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	
	★サービス費等負担金			<u></u>							
			793円/		871円/日			円/日	 - 当該日の施設(カ伏辺に応じた休	玄のサービフ書-
保険料一部負担金(加算内容は裏面を参照)		介護度2	843円/		947円/日			円/日 	・当該月の施設の状況に応じた体系のサービス費部負担金となります。 ・通常外泊の場合、サービス費等負担金はいずれも362円/日となります。また、外泊中に老健在宅サービスを利用した場合は、いず4500円/日		
		介護度3	908円/		1,014円/日			円/日 	「ソーレスを利用し)ます。また、外泊中に老健在宅 した場合は、いずれも800円/日	
		介護度4 介護度5	1,012円	_	1,072円/日			円/日	なります。 -		
				(I)	22円/日		991円/日				
	サービス費等負担金		ービス提供体制強化加算 ・在宅療養支援機能加算(※)		51円/日					(1)	100円/月
		(※2) 夜勤職員配置加算		(1)	24円/日	-		生産性向上推進体制加算		(I)	100円//
		初期加算 安全対策体制加算(※)		(1)	60円/日					(1)	53円//
				(I)	30円/日		リハビリテーションマネジメント計画 書情報加算 (※)		(I)	33円//	
				(11)	20円/日	サート	科学的介護推進体制加算(※)		(I)	40円/月	
		療養食加算			6円/食	ビス	協力医療機関連携加算(1)		(令和7年度から	100円/6	
		経口維持加算(※)		(1)	400円/月	- 費 等	高齢者施設等感染対策向上加算		(1)	10円/月	
		—————————————————————————————————————			28円/日	— 負 担			(I)	5円//	
		再入所時栄養連携加算(※)			200円/回	金	新興感染症等施設療養費		_/	240円/月	
		褥瘡マネジメント加算(※)		(1)	3円/月	-	認知症チームケア推進加算介護職員等処遇改善加算		(1)	150円/月	
				(11)	13円/月				(1)	120円/月	
				(1)	10円/月					1月当たりの所 定単位×0.044	
		排せつ支援加算(※) 自立支援推進加算(※)		(1)	15円/月		試行的退所時指導加算(※)			400円/[
				(Ⅲ)	20円/月		退所時情報提供加算(※)		(I)	500円/[
					300円/月	1			(11)	250円/[
		所定疾患施設療養費(※)		(11)	480円/日	_ 退 所			(1)	600円/回	
		ターミナルケア加算		死亡日以前31E 45日以下	72円/日	時負	入退所前連携加算(※)		(1)	400円/[
				死亡日以前4日~		担金	入所前後訪問指導加算(※)		(I)	450円/[
				死亡日前々日、日		717			(1)	480円/[
				死亡日当日	1,900円/日		退所時栄養情報連携加算(※)			(*)	70円/[
		短期集中リハ実施加算(※)		(1)	258円/日		訪問看護指示加算(※)				300円/[
				(I)	200円/日		1	緊急時	計治療負担金		518円/6
	}		(1)	I) 240円/日 特定治療負担金 医療点数に							

- ・ \star 印については、全ての利用者に必要となります。それ以外の費用は、該当した場合にのみ必要となります。
- ・保険料一部負担金については、「介護保険負担割合証」の負担割合に応じて変更になります。
- ・サービス費等負担金の介護度体系IV ii の場合は、(※)印の加算は算定しません
- ・サービス費等負担金の介護度体系 I ivの場合は、(※2)印の加算は算定しません